

『国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題—』（概要）

萬歳寛之

序

本論文の目的は、国家責任法の規則内容に関する諸国の法認識と論理構成（以下、国家責任論）の「基本問題」に接近することにある。本論文にいう基本問題とは、国家責任法の「射程」を意味する。この射程には、①国家責任法が適用される法分野の範囲と②国際法における責任概念の範囲という2つの観点が含まれる。

①の観点については、国家責任法の発展の経緯に由来する。国家責任法は、歴史的に言えば、主に外国人損害にもとづく国際請求に関する国際仲裁裁判例の蓄積を通じて慣習法化したものである。しかし現在では、2001年に採択された国連国際法委員会の国家責任条文の通説的立場に代表されるように、国家責任法は国際法の全分野を対象として横断的に適用される一般的制度（以下、一般的国家責任制度）とされ、国際請求手続や紛争の平和的解決義務と密接な関係を有する慣習国際法上の紛争処理規範として重要な役割を担うと考えられている。この点からも、国家責任法に対するアプローチの転換がなされた背景を明らかにすることは国家責任論の主要な課題の1つといえよう。

②の観点については、現代国際法は、外国人の待遇に関する国際義務から人権保障や環境保護といった共通利益を設定する国際義務まで多様な規範を有している。そのため、国際法の全分野を対象とする国家責任法も、民事的な要素を主要なものとして維持しながら、秩序維持的な要素も加える必要が出てきた。つまり、国家責任法が適用される法分野の範囲の拡大とともに、責任概念の意義や目的の拡大に迫られることになった結果、あらためて国家責任論のあり方を抜本的に見直す必要が出てきたのである。

このような問題意識に立脚して、本論文では、第1部で国家責任論の歴史的展開をたどることで①の観点を検討する。そのうえで、第2部で責任に関する法的関係の発生原因となる違反の構成要素（責任の発生）と当該法的関係にもとづく権利義務（責任の内容）、第3部で当該法的関係の当事者（責任の追及）という考察の柱を立てることで、責任の各段階を考察し、②の観点を明らかにしていく。

第1部 国家責任論の課題

第1章 国家責任論の展開

国家責任の発生の要因をめぐるのは過失責任論と客観責任論が対立しているが、それぞれの問題意識は多様である。第1章では、学説・条約・国際裁判・国際法委員会にみられる国家責任論が、国家責任法の適用対象となる法分野との関係で、どのような課題に取り組むべく立論されてきたのかを振り返っていく。

第1節では、学説上の国家責任論を考察する。『戦争と平和の法』におけるグロティウスの責任論は過失責任論である。なかでも、グロティウスの過失責任論は、国家の支配者が、自己の支配する者の行為につき過失がある場合に賠償義務を負うのは、国家は、ある個人

による犯罪に対して反応しなければ、それに「加担」したとみなされるという考えから、黙示的国家加担説と呼ばれる。しかし、国際法と国内法の二元論の立場をとるトリーペルは、国内法秩序に属する個人の違法行為への加担により国家が国際法上の責任を負うことはないとする黙示的国家加担説を根本的に批判する。とはいえ、トリーペルは過失責任を全面的に否定したのではなく、限定的ながら過失が責任の根拠とみなされる場合があることを認める。他方で、グロティウスは海上捕獲を認めた者や臣民の犯罪行為への責任、トリーペルは主に私人の行為を契機とした責任という特定の場面を想定しているという点で共通しており、両者はあらゆる分野の国際義務違反に対応する一般理論を定式化する意図はもっていなかったのである。これに対し、オッペンハイムは、一般的国家責任制度を論じようとする問題意識はあったものの、責任の根拠が不明確な部分があり、本格的な一般的国家責任制度の構築はアンチロッチの理論を待たなければならなかったのである。

アンチロッチの理論の特徴は、責任の根拠・発生・法的帰結に至るまで議論が一般化され、一般論にのらない問題は各規範の個別問題として処理される点にある。過失の問題も例外ではなく、過失概念が一般的国家責任制度の文脈で議論されるか否かは、過失がすべての国際違法行為の発生に関係してくるかどうかによることになる。しかし、「相当の注意」義務といった一定の国際義務と過失は関連するものの、すべての国際義務の違反にもとづく責任が過失によって発生するわけではないので、アンチロッチは国家責任の発生要件から過失を排除し、違法性評価の対象を「現実の行動形態と規範の要請との齟齬」という客観的事実に限定する論理構成（客観責任論）をとったのである。

このように、学説の展開をみても、過失責任論と客観責任論の問題意識の相違は国家責任法の射程、特に国家責任法が適用される法分野の範囲の捉え方の違いに現れているといえる。

第2節では、実定法として採用された国家責任論を析出するために条約制度を検討する。国際紛争平和的処理条約（1899年、1907年）においては、主に外国人損害に由来する損害賠償の事例を仲裁裁判になじむ紛争として想定している。他方で、国際連盟規約（1919年）や常設国際司法裁判所規程（1920年）においては、国家責任に関する紛争は、すべての国際義務の違反を対象とした法律的紛争として観念されている。この条約間の相違は、戦争の違法化のプロセスと関係している。つまり、戦争遂行の自由に国際法の規律を及ぼし、国家の主観的な政治判断のみで紛争解決の方法・内容を決定できなくなることが、戦争や武力行使に関わる紛争を含めて、すべての国際義務の違反に関する紛争を裁判可能な法律的紛争と観念するためには必要な条件であったのである。このように、条約制度の関係では、戦争の違法化の進展とともに、国家責任法の適用対象となる法分野の範囲が拡大され、一般的国家責任制度が妥当する基盤が整うことになったのである。そのため、特定の場面を想定して理論化された過失責任論よりも、一般的国家責任制度の構築を目指していた客観責任論の方が実定法上の制度と親和的であると評価されるようになったのである。

第3節では、すべての国際義務の違反を管轄の対象とするようになった国際裁判制度の

運用の中で構築されていった国家責任論の特徴を考察する。一般的国家責任論を議論する際には、常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件（賠償・管轄権、1927年）における「約定の違反が、適当な形態で賠償する義務を伴うことは国際法の原則である」との言明を出発点とすることが多い。本件では、約定（義務）の違反＝賠償という一義的な図式が示されたが、その後の判例の蓄積の中で、一方の義務の違反は他方の権利の侵害を伴うという国際法の二国間性を前提として、義務違反＝権利侵害＝賠償という図式が構築され、現在でもその図式は変わっていない。そして、賠償の性格についても、国際司法裁判所のジェノサイド条約適用事件（本案、2007年）において、明確に刑事責任的性格は否定されている。しかし、判例は、こうした図式を一貫して維持しているものの、ホルジョウ工場事件とジェノサイド条約適用事件では、違反が問題となっている国際義務の性格は大きく異なっている。なかでも、ジェノサイド条約は、締約国間の二国間的な契約的均衡では語ることができない規範的性格を有しており（ジェノサイド条約に対する留保事件（1951年））、このような国際義務は対世的義務（*obligation erga omnes*）と呼ばれる（バルセロナ・トラクション事件（第二段階、1970年））。これは、国際義務の二国間性に基礎をおいておらず、従来の国家責任論とは異なる前提を有している点には注意が必要である。

第4節では、対世的義務の違反を含めた一般的国家責任制度の法典化作業に取り組んできた国際法委員会のアプローチを検討する。国家責任条文の第一読会の暫定草案において、国際法委員会は、国際違法行為の構成要素を帰属と義務違反とし、義務違反を規範の要請と実際の行動との間の客観的齟齬ないし不一致と定義する客観責任論を採用した。しかし、国際法の二国間性と義務違反＝権利侵害＝賠償の図式に依拠していたために、特に対世的義務の違反があった場合、直接の損害を受けていない国家も被害国としての地位を有することになり、国家責任法上の関係当事国の拡大化を招くことになった。第二読会では、この点を修正するために、客観責任論を維持しつつも、責任追及権者として「被害国」と「被害国以外の国家」を設け、対世的義務の違反について、すべての責任解除義務を請求できる場合と、対世的義務の違反によって混乱を生じた秩序の回復のために違法行為の中止や再発防止の確約のみを求められる場合に分け、無限定な被害国の拡大を止揚することに努めた。そのため、責任の内容についても、損害や被害に対する賠償の他に、必ずしも損害の発生を条件としない中止や再発防止の確約という責任の解除方法も規定することになり、国家責任条文は対世的責任に関しても対応できる制度を作り上げたといえるのである。

これまでの検討から、国家責任法が適用される法分野の範囲は、元々外国人の待遇義務に関する分野に限定されていたとしても、現在ではすべての分野の国際義務に及ぶまでに一般化していると結論することができる。しかし、国家責任法の適用対象が一般化した結果、国家責任法が国際法秩序において果たすべき役割も拡大したが、それがどこまでの範囲なのかについて国家の側に懸念が残っている。国家責任条文が未だ条約化されていないのも、この点に原因を求めることができよう。その意味で、現代の国家責任論の課題は、責任概念の範囲を特定することに集約できるのである。

第2章 過失責任の基盤

国際司法裁判では過失の語を用いた国家責任の認定はなく、国家責任条文でも過失は責任発生の要件とはされていない。それにもかかわらず、現在でも、過失責任の重要性を指摘する有力な見解が存在する。確かに、伝統的国際法の下では、過失を国家責任の発生の条件としている判例も存在する。では、過失責任が後景に退くことになった理由とは何であろうか。

第1節では、国内法における過失の位置づけを参照する。国内法上、刑事責任であるか民事責任であるかを問わず、違法行為者であったとしても許しを与える一定の場合（年齢・社会的弱者等）を社会的・政策的に決定し、この決定は責任能力者の措置というかたちで行われている。そして、故意・過失といった行為者の主観的要素にもとづく有責性の判断は、行為者の人格要素を前提としているがゆえに、責任無能力者には問うことのできない「平均的一般人」という基準に従って行われる。それゆえ、国内法では行為者の人格要素と心理的・主観的要素とは密接に関連するかたちで責任制度が構築されているのである。

第2節では、伝統的国際法において国家性を判断する際に、国際義務の履行にとって適切な統治の組織を維持していることが条件とされており、この点に国家の人格要素を問題とする発想を見て取ることができる。この統治の適切性は文明の基準にもとづき、文明国であることが国家の責任能力の存在を意味していたのである。国際仲裁裁判においても、モロッコのスペイン地区請求事件（1924年）やニア請求事件（1926年）にみられるように、必ずしも一様な過失概念が適用されているわけではないが、前者は「自己の物に対するのと同じの注意」という国内民事法の具体的過失が、後者は「分別をわきまえかつ公平な者」という抽象的過失の概念が類推されている。そこでは、裁判所は、国家責任の有無を認定するにあたり、文明国としての注意能力を前提に適切な対応をしたか否か、つまり損害を生ぜしめるに至った国家の懈怠が、国際法上、責任を伴うような非難可能性を有するかどうかを認定するための要素として、これらの基準を用いていたのである。

しかし、第二次世界大戦以降は、自決権概念の下で、特定の文明に裏打ちされた国家性の議論は認められないことになった。そのため、過失責任を問うための基盤がなくなり、国家の責任能力を測る基準は形骸化することになったのである。このように、現代国際法の下では、過失責任を問う基盤は存在しなくなったといえるが、従来、過失が国家責任の認定において果たしてきた役割、すなわち、責任を伴うような非難可能性を有するかどうかを認定するための要素も喪失することになったのであろうか。この点は、第4章において実際の国際義務違反の認定を検討することで明らかにしていく。

第2部 国家責任の発生と解除

第3章 違法性認定の基礎

国際法における責任概念の範囲を考察するにあたって、そもそも、国家責任法が適用さ

れる紛争事例における基本的要素は何であったのであろうか。

第 1 節では、国家責任の紛争事例は、国家機能の排他性と相互主義に関わるものであったことを明らかにする。パルマス島事件（1928 年）において、主権は独立を意味し、独立とはいかなる国家をも排除して国家の機能を行行使する権利とされている。その後の仲裁裁判や司法裁判においても、国家責任の紛争事例では、国家が排他的な機能を行行使している場所における損害の発生が問題となっていた。なかでも、国際司法裁判所のナミビア事件（1971 年）において、南アフリカが違法にナミビアに居座っている状態で主権を行行使していると考えられなくとも、ある領域の物理的支配という排他的な国家権力の行使があれば責任の基礎を構成するとされた点は注目に値する。他方で、排他的な国家機能を行行使していれば、すべての損害事例において、国家は責任を問われるわけではない。同一の事例において、一方の国家が義務の履行をするレベルより、他方の国家の履行レベルが低い場合に、相互主義の欠如が指摘され、この相互主義の回復を目指して復讐等の措置がとられることになる。つまり、相互主義は、法的安定性を確保するために必要であるがゆえに、内外人平等主義のように相互主義の基盤が失われると、外国人損害に関する紛争事例と同じく、多くの紛争を誘発することになるのである。

第 2 節では、現在、国家機能の排他性と相互主義の他に、領域外における私人の活動に対する属人的連関や対世的義務の登場によって、国家責任の紛争事例の範囲が拡大されたことを指摘する。宇宙条約（1967 年）等のように高度に危険な活動に関する条約では、領域外における私人の活動に対する国家責任が規定され、また、国連海洋法条約（1982 年）の海洋汚染に関する規定では、「管轄又は管理」の概念の下で、自国の管轄下にある場所（領域・排他的経済水域・大陸棚）だけでなく、他国の管轄下にある場所や公海上であっても、自国の管理下にある私人の活動に対して国家は汚染防止義務を課されている。しかし、これらの条約によって、一定の事件に対する属地的管轄権者と属人的管轄権者の重複・競合がみられることになり、責任国の拡散を招いて、かえって国際法の実効性を毀損しうる危険が生じている。さらに、対世的義務の登場により、相互主義的あるいは契約的關係に基礎をおいてきた国家責任論に加えて、対世的義務という新しい国際義務に対応した国家責任論を全面的に再検討する必要があるが出てきたのである。

第 4 章 国家責任の発生

国家責任紛争の目的は、救済ないし賠償の獲得にあるとされるが、その目的達成にとって国際違法行為の存在の認定は不可欠の第一段階を構成する。換言すれば、国際違法行為の認定は、国家責任紛争を解決するための出発点と位置づけられるのである。

第 1 節では、国際違法行為の構成要素に関する国家責任条文の立場とそれに対する学説上の批判を取り上げる。国家責任条文は、国際違法行為の構成要素として帰属と義務違反を挙げるが、義務違反の認定が中核であるとする。国家責任条文は、義務違反を国家の行為と国際義務の要請との間の不一致と定義し、外形的に現れた国家の行為にのみ着目する

違法行為責任論を貫徹している。そして、実際の違反の認定は、基本的に第一次的規則の解釈・適用の問題とするのであるが、二国間義務か対世的義務かという義務の性格の相違はこの段階では問題にならないとしている。こうしたアプローチに対して、学説上、国家責任の認定に際しては、予見可能性や行為の相当性等の要素を勘案しなければ、国家が責任という非難を受ける根拠を示すことができないとして厳しい批判がなされている。

第2節では、国際裁判で頻繁に問題となってきた外国人の待遇に関わる「相当の注意」義務を素材として、違反認定の対象となる国際義務の法的性格を明らかにする。国際仲裁裁判における実践を検討すると、「相当の注意」義務概念は、それぞれの紛争解決における意思決定権者（たとえば、裁判の場合は裁判官）に「決定の過程において問題への取り組み方」を指示・命令する規範であると結論することができる。つまり、「相当の注意」義務は、事前に国家が特定の行動をとるべきことを指示する規則ではなく、損害の発生した特定の事態において国家が適切な行動をとったか否かを決定する過程で意思決定権者に問題への取り組み方を指示する規範に他ならないのである。

第3節では、「相当の注意」義務を素材として、国際司法裁判所における国際義務違反の認定事例を取り上げ、「決定の過程」の観点から、国際義務違反の構成要素を析出する。コルフ海峡事件（本案、1949年）では、損害の原因となった機雷の敷設の認識ないし黙認が責任の根拠とされる一方で、機雷の存在に関する通告ないし警告の義務の淵源ともされていた。また、在イラン米国大使館占拠事件（1980年）では、イランの完全な不作為だけでなく、事件の承知、事態の緊急性、とりうる手段の保持という要素も、賠償義務をイランに負わせるような責任非難の要素として検討されている。そして、ジェノサイド条約適用事件（本案、2007年）では、対世的義務の履行は自国領域に限られないとしつつ、ユーゴスラビアがボスニアにおいてボスニア国民の行った集団殺害行為を防止する「相当の注意」を果たしたか否かについて、当該行為者に対する影響力、集団殺害の重大な危険を承知することができるような情報の存在が、決定的な要素とされていた。本件において対世的義務の履行を確保すべき地理的範囲は自国領域に限定されないとしている点は、義務の性格による違法性認定の相違を認めない国家責任条文と異なった立場であるといえるのである。

第4節では、こうした国際裁判の実践に照らして、「相当の注意」義務の場合、国家責任を伴う義務違反を構成するためには、現実の国家の行動と国際義務の要請との間の不一致だけでなく、責任非難の要素という「+α」が必要とされていると結論する。なかでも、認識や承知といった、事情を知っていることと、利用可能な手段を保持していることが重視されている。このように、義務違反を「不一致+責任非難」と理解することは、規範逸脱行為の中でも、違反とは責任を生じさせるものと限定的に観念することになるのである。

第5章 国家責任の解除

国際義務の違反にもとづいて発生した責任の解除は、何を目的としてなされるのであろうか。国家責任法が、専ら損害の填補を目的とするのか、合法性の回復までも目的とする

のか、国家責任法の機能の捉え方については、現在でも見解の対立が存在する。

第 1 節では、国際裁判における賠償認定の実践を検討する。国際法における賠償の基本形態は、伝統的に、原状回復、金銭賠償及び満足の 3 種類と捉えられてきた。国際判例上、いずれの賠償の形態が選択されるのかは、損害の填補を通じた紛争解決や国際法の完全性の確保等の賠償の目的に照らしつつ、損害の性格、国際義務違反の程度、あるいは第一次的規則の性格などを考慮に入れて総合的に判断されている。つまり、賠償の認定は、第一次的規則と無関係なものとして、その固有の機能を措定して先験的に結論を導き出すことが許されるものではなく、紛争全体の文脈や適用法規の特質などを勘案して個別具体的に行われるといえるのである。また、とりわけ満足の根拠に関しては、国際仲裁裁判と国際司法裁判とで、損害を要件とするかどうかで相違がみられるなど、一貫した判例法が形成されているわけでもない。それゆえ、こうした賠償の認定に関する実行から、どの程度一貫した論理を抽出することができるのか、その体系化には困難な問題が伴うのである。

第 2 節では、国家責任条文における責任解除制度を検討する。国家責任条文の責任解除義務は、中止と再発防止の確約（第 30 条）と被害に対する賠償（第 31 条）に分類される。前者は合法性の回復や違反の将来的予防を目的とする一方、後者は国際違法行為によって引き起こされた被害の除去を目的としている。なお、後者は、国家責任条文に特有の用語であるので、賠償と傍点をつけて表現する。第 30 条においては、継続する違法行為の存在から法律上当然に要請される中止が特に重視され、国際社会全体の利益に関わる法の支配を維持するための要の役割を担わされている。他方で、賠償も国家責任法上重要な位置づけを与えられているが、こちらは個別的な被害の発生に対する事後救済を原則としている。また、完全な賠償の範囲は違法行為によって発生した被害の総体によって決定されることになった。それゆえ、被害は、その内容によって、賠償の形態を特定するだけでなく、賠償の範囲をも決定する極めて重要な概念となったのである。

第 3 節では、国家責任の解除との関係で決定的な重要性をもつようになった被害概念の問題性について検討する。現実には、国家責任の紛争事例の多くは外国人損害に関するものであったため、まず、個人損害の位置づけが問題となる。ホルジョウ工場事件（本案、1928 年）では、損害の国家的性格が主張され、個人損害は単なる便宜的尺度にすぎないとされた。しかし、本件では賠償範囲の算定が問題となっており、シシリー電子会社事件（1989 年）のように個人損害が賠償請求の可否を決定する場合も存在するので、個人損害の位置づけを一義的に定式化するのは不適切であるといえる。次に、被害実体であるが、ナミビア事件（1971 年）とパレスチナ壁建設事件（2004 年）では、明確に個人に被害実体としての地位を認めており、賠償の人的対象は、国家に限定されず、私人にまで拡大される傾向にある。最後に、責任解除義務の範囲を特定するための国際違法行為と被害の因果関係であるが、国家責任条文は、賠償のすべての形態について被害の発生を条件づけている。しかし、国際判例上、金銭賠償の場合には厳格な国際違法行為と被害の因果関係が認定されているものの、特に満足の場合には被害の発生は必ずしも不可欠の要素とはされていない。

この点に、国家責任条文と国際判例との間に大きな立場の相違があり、国家責任条文の限界について認識する必要があるのである。

第 4 節では、個人責任を規定しながら国家責任条項も有している国際人道法関連条約と国連海洋法条約を素材として、条約目的の実現のために、個人責任とは異なるかたちで、国家責任にいかなる役割が期待されているのかを検討する。陸戦条約（1907 年）第 3 条は、一国の軍隊が敵国の領域ないし占領地域において、違法なかたちで当該地域の住民（文民）と何らかのかたちで直接的な人的接触をした際の小規模な損害賠償を想定していた。これに対し、1949 年のジュネーブ 4 条約は、重大な違反行為自体に対しては個人の刑事責任、重大な違反行為の防止と処罰に関しては国家責任を定めることによって条約目的を実現しようとしており、そこで第一義的に念頭に置かれた賠償の内容は、国際違法行為を犯した個人の刑事訴追も対象とする満足であると解することができる。そして、第一追加議定書（1977 年）では、この満足による個人の刑事訴追に追加するかたちで、米国によるヴェトナム戦争のように陸上兵力だけでなく航空兵力も含めた非人格的な攻撃による大規模な破壊や惨害に対する金銭賠償も責任の内容に含められることになったのである。また、国連海洋法条約の海洋汚染に関する規定においても、国家責任と個人責任を並存させるかたちで条約目的の実現をはかろうとしている。つまり、国家責任法のみでは海洋汚染に関する海洋法秩序を実効的に維持することができないとする問題意識がみられる一方で、すべての条約義務の違反に対して国家責任法の適用の余地を残しておこうとする国家の問題意識が存在するのである。これは、国家責任法以外にすべての国際義務の違反に対応する第二次的規則がこれまでのところ存在しないという現在の法状況を端的に反映しているともいえる。このように、国際人道法関連条約も国連海洋法条約も、個人責任に比して補完的とはいえ、国家責任に条約目的の実現のための機能を付与しており、実際には国家責任法上の処理が行われている事例が少ないとしても、法制度としては、条約上の義務の違反に対して適用可能な一般法としての地位を国家責任法に認めていると評価できるのである。

第 3 部 国家責任の追及

第 6 章 国際請求の国家間化—外交的保護制度

現在でも国際請求の大半を占めるとされるのは外交的保護権の行使による国家責任の追及事例である。国際義務の違反により発生した国家責任法上の解除義務の実現をはかるためには、責任追及制度との整合性が肝要になる。第 6 章では、外交的保護権の行使について、個人損害を契機とする国際請求の国家間化の根拠と責任追及の目的を明らかにする。

第 1 節では、個人損害を契機とする外交的保護の国家的性格という擬制について検討する。この擬制について、ボーチャード以来、個人損害の国家損害への埋没というかたちで学説上一般に説明されてきたが、国際判例では、請求権の国籍による対人主権、なかでも「自国民の人格において国際法を尊重させる国家の権利」（マヴロマチス事件、管轄権、1924 年）に対する侵害が国籍国の原告適格の根拠とされてきた。また、個人損害の果たしてい

る役割も、損害の評価と損害の特定国への帰属という段階で異なっており、個人損害は国家間関係で埋没するかたちで国際法の考慮の対象外とされていないのである。

第 2 節では、国際裁判における管轄権と原告適格の各段階で、個人損害が外交的保護権の行使の条件との関係でいかなる役割を果たしているのかを考察する。管轄権の段階では、条約上の裁判条項との関係で個人の財産権等が条約上の保護の対象とされているか否かが問題となったり、常設国際司法裁判所規程第 36 条（ハ）のような裁判所の管轄対象としての国際義務の違反を構成する事実として個人損害が位置づけられたりする場合もある。また、原告適格の段階では、「自国民の人格において国際法を尊重させる国家の権利」という慣習国際法上の規則の適用条件として、個人の利益の権利性が問題とされている（バルセロナ・トラクション事件、第二段階、1970 年）。このように、裁判所の推論過程は、個人損害の国家損害への埋没をもって請求国の原告適格の根拠を説明してきた伝統的理論とは全く異なる論理構成を採用しているのである。他方で、国内平面における個人損害を国際法の考慮要因とするためには、国際裁判における国内法の地位という問題に取り組む必要が出てくるのである。

第 3 節では、ポーランド領上部シレジアのドイツ人権益事件（本案、1926 年）で定式化された「事実としての国内法」概念の妥当範囲について検討する。国際裁判において「事実としての国内法」概念が問題とされるのは、とりわけ管轄権の段階であり、請求の受理可能性・原告適格・本案へと段階が進むと、そこではもはや国内法は、単に事実として国際法の評価の対象となるだけでなく、国際法規則の適用に先立って、問題となっている事案の事実を確定するための評価の規準たる性格を有することになるのである。この評価の規準としての国内法の位置づけは、従来の一元論や二元論では説明できず、国際法秩序と国内法秩序の間の相互補完的な「協働」という現実的構成に注目する必要がある。

第 4 節では、外国人に損害を与えた国家と当該外国人の国籍国の関係の中で実現される国家責任法上の目的を検討する。これまでの国際判例において個人損害は、外交的保護権の行使の条件として決定的役割を果たしていた。この点を踏まえて、国際法委員会の外交的保護に関する条文草案（2006 年）は、外交的保護を、個人損害の填補を責任の実施の目的として行われる責任追及と定義している。このように外交的保護の目的は、個人損害の填補に置くことが適切と考えられる。

第 7 章 国際請求の二国間化—対世的義務違反の責任追及

対世的義務の違反に対する国家責任の追及については、これまで有権的解釈を行った判例は稀少であるため、対世的義務の分野は、第一次的規則の発展と比較して、二次的規則は未発達な状態にとどまっている。

第 1 節では、対世的義務違反の国際請求の資格認定に関する学説を検討する。損害は、責任の発生要件とされていなくとも、賠償を目的とする国家責任の追及の観点からすると、損害の発生していない国家責任法上の関係は具体性のないものとなる。そこで、デュピュ

イは、訴権の要件は権利侵害としつつ、被害国の個別化の要因として損害概念に注目する。このように学説は、損害概念の操作によって、対世的義務の違反にも対応する一般的国家責任論の構築を目指してきたといえる。これに対し、国際司法裁判所は、学説のように損害概念を操作するのではなく、第一次的規則上の法的権利の性格に注目する一方で、被害国の多国間化を招きかねない危険を避けるために非常に慎重な姿勢をとってきた。国際法委員会は、こうした判例の欠如の中で法典化作業を進めなければならなかったため、多国間条約の重大な違反にもとづく条約の終了等に関する規定をもつ条約法条約第 60 条を国家責任条文の責任追及規定の参照基準としたのである。

第 2 節では、条約法条約第 60 条において、重大な違反を通じた条約の終了等をめぐる多国間条約の法的関係を検討する。そこでは、重大な違反により「特に影響を受けた」国家と違反国の二国間関係、そして、軍縮条約等の場合のように重大な違反により「立場を根本的に変更」されたすべての当事国と違反国の関係が規定されている。こうした条約法条約第 60 条と国家責任条文には共通の基盤があり、一定程度の類推は認められるが、国際法上の権利義務関係の二国間性に前提を置いている条約法条約と、この前提の限界を指摘して草案を起草しようとしていたクロフォードの態度には決定的な違いが存在することには注意しなければならない。

第 3 節では、国家責任条文における責任追及制度を検討する。国家責任条文は、前述の通り、責任追及権者を被害国（第 42 条）と被害国以外の国家（第 48 条）に分類する。その前提として、国際義務も、二国間義務、集团的利益を定める義務及び一体的義務に分類する。二国間義務の違反の場合、違反のあった義務の相手方の当事国のみが被害国となる。集团的利益を定める義務の違反の場合、特に影響を与えられた国家が被害国となり、それ以外の当事国が被害国以外の国家としての地位に立つことになる。そして、一体的義務の違反の場合、違反国以外のすべての当事国が被害国とみなされるのである。これは、責任追及権の根拠を「影響性」に求め、違反によってこうむった影響の程度や性格によって責任追及権者を特定しようとする論理であるといえる。この国家責任条文の立場は、損害の発生や権利侵害を責任追及の根拠としてきた従来立場と異なるものであるが、国際義務の多様性に対応しつつ、責任追及権者を特定する新しい基準として注目すべきものである。

第 4 節では、国家責任条文後の国際判例を検討する。まず、被害国による対世的義務違反の責任追及についてジェノサイド条約適用事件が注目される。ボスニアは、自国領域内における自国籍を有する実体による集団殺害行為の責任をユーゴスラビアに対して追及した。その根拠は、集団殺害を行った実体に対する影響力を有していたユーゴスラビアのみがジェノサイド条約の履行を期待される立場にあったため、ボスニアは、自国に対する損害の発生ではなく、ジェノサイド条約の履行の期待を根拠にユーゴスラビアの国家責任を追及できたと解することができる。その意味で、国際司法裁判所は、国家責任条文第 42 条に明示に触れていないものの、ボスニアが特に影響を受けた国として責任追及権を認められたと解することもできるのである。また、ディアロ事件（先決的抗弁、2007 年）では、特に

詳細な検討もなく、自由権規約等の人権条約違反に対する外交的保護権の行使が認められたが、国籍によらない人権保障と国籍に基礎を置く外交的保護制度の相違に鑑みれば、本件の先例性は慎重に考えなければならない。次に、被害国以外の国家による対世的義務違反の責任追及であるが、訴追か引渡しかの義務事件（2012年）では、従来の判例とは異なり、セネガルの拷問等禁止条約違反によって直接侵害を受けていないベルギーに中止の要求という責任追及の原告適格が認められた。国家責任条文は被害国以外の国家による責任追及の規定（第48条）は漸進的発達の類型に入るものとしているのに対し、現行法を適用する立場にある国際司法裁判所がベルギーの原告適格を認めたことは、対世的義務違反の責任追及制度の現状の到達点を探るうえで重要な判断と評価できるが、この司法判断も、ディアロ事件と同様、その先例性については即断せず、今後の国際裁判の動向を慎重に見極める必要があると考える。

第5節では、国家責任の追及制度の到達点を検討する。これまでの国際判例において国家責任条文は直接取り上げられておらず、国家責任条文における責任追及の資格認定基準が現実の法適用に耐えうるものであるかどうかについて、一定の解釈は可能であるものの、確たる答を導き出すには時期尚早であり、また、国家責任条文後の国際判例についても、個別の判例解釈を超えて一般化できる段階には至っていないといわざるをえないのである。

結び

国家責任法は、外国人の待遇に関わる責任事例から発展してきたが、常設国際司法裁判所規程等の条約を通じて、意識的にあらゆる国際義務の違反に対応する一般的制度として、その射程を拡大されることになった。それゆえ、一般的国家責任制度の確立にあたって国際裁判所の果たした役割は特に大きかったといえる。

なかでも、多くの国際裁判において問題となった国際義務は、対世的性格であるか、二国間的性格であるかを問わず、「相当の注意」義務であった。「相当の注意」義務に関する事例で義務の違反が認定される際、そこでは現実の国家の行動と国際義務の要請との間の不一致だけでなく、責任という不利益や負担を課すための非難可能性の存在も決定的な考慮要因とされている。つまり、「相当の注意」義務の違反認定をみると、違反とは、責任という法的関係を生じさせる特定の意味をもつものと観念されているのである。このことは「相当の注意」義務の違反事例に限るものではないかのように、違反の結果として生じる賠償一般も、責任という特定の意味に限界づけられた範囲で損害の填補や合法性の回復という機能を果たすものと観念されている。したがって、賠償の請求が、個別の法益侵害であれ、共通利益の回復を目的とするものであれ、責任の追及である以上、請求の原告適格は責任という特定の法的関係に立つ地位を示すための要件に根拠づけられるのでなければならない。この点につき、国家責任条文は影響性の概念を提起しているが、従来の個別的な権利侵害の要件に代わりうる責任追及要件は発展過程にある。

このように、国家責任法は、あらゆる法分野の国際義務の違反をその適用対象に含んで

いるという意味で一般性を備えているが（法分野の範囲の一般性）、責任という特定の意味をもつ法的関係を規律するという意味で特定性も有しているのである（責任概念の範囲の特定性）。この意味における国家責任法の一般性と特定性を理解することは、国家責任法の適用範囲の過度の拡大を止揚し、地球環境保護条約の不遵守手続のような他の規範逸脱行為への否定的反応と国家責任法の役割を区別する際に重要な視座を提供することになる。それゆえ、国際法の規範逸脱行為に関する対応制度全体の健全な発展のためにも、一般法を分析対象とする国家責任論と国際環境法等の様々な特別法の分野の分析との有機的連関をはかる方法論の構築が今後の課題となることを指摘して本論文を閉じることとする。